

発議案第 1 号

八千代市議会政務調査費の交付に関する条例及び八千代市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

八千代市議会

議長 松 井 秀 雄 様

提出者	八千代市議会議員	茂 呂 剛	ⓐ
	同	緑 川 利 行	ⓐ
	同	海老原 高 義	ⓐ
	同	塚 本 路 明	ⓐ
	同	成 田 忠 志	ⓐ
	同	横 田 誠 三	ⓐ
	同	西 村 幸 吉	ⓐ

## 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い政務調査費が政務活動費となるため、条例を改正する。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会政務調査費の交付に関する条例及び八千代市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(八千代市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八千代市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条第1項及び第2項、第3条並びに第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う市政の課題及び市民の意思を把握し市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「毎年4月30日まで」を「年度終了後30日以内」に、「政務調査費に」を「政務活動費に」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改め、「証拠書類」の次に「（以下「証拠書類」という。）」を加え、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「毎年4月30日まで」を「年度終了後30日以内」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「当該年度」を「その年度」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に規定する経費の範囲に従い」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条中「政務調査費収支報告書等」を「政務活動費収支報告書及び証拠書類」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、会派に対し政務活動費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。

別表を次のように改める。

別表（第5条第2項）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察）及び調査委託に要する経費
研修費	会派が開催する研修会等に要する経費，他の団体等が開催する研修会等への参加に要する経費
広報費	会派が行う活動，市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望の意見聴取，住民相談等に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請・陳情活動に必要な経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用するための経費
事務費	会派が行う活動に使用する事務所の設置及び管理，又は事務用消耗品，事務機器等の購入及び賃借等に要する経費

第1号様式から第3号様式まで中「八千代市議会政務調査費の交付に関する条例」を「八千代市議会政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第4号様式中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「八千代市議会政務調査費の交付に関する条例」を「八千代市議会政務活動費の交付に関する条例」に改め、同様式別紙中「政務調査費収支報告」を「政務活動費収支報告」に、「収入 政務調査費」を「収入 政務活動費」に、

研究研修費
資料作成費
資料購入費
広報費
広聴費
人件費
事務費
その他の経費

を

調査研究費
研修費
広報費
広聴費
要請・陳情活動費
資料作成費
資料購入費
人件費
事務費

に改める。

(八千代市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 八千代市特別職職員議員報酬等審議会条例（昭和42年八千代市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の八千代市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。